

2020年7月27日

大阪教育委員会
教育長 山本 晋次 様

大阪市教職員組合 執行委員長 松岡 誠
同 養護教職員部長 川崎 純代

要 求 書

大阪市教職員組合は、養護教諭等の勤務・労働条件を改善し、幼児・児童・生徒の健康を保障するため、次の事項について要求する。大阪教育委員会におかれては、関係当局とも十分に協議され、早急に実現されたい。

記

1. 養護教諭等の労働軽減と感染症対策等のため、養護教諭の複数配置を拡充すること。当面、退職養護教諭を活用する等、学校園の負担軽減のための施策を講じること。
2. 保健室の広さについて2教室分の広さを基準とし、洗濯機や乾燥機の設置等、必要な施設・設備等を拡充すること。なお、感染症対策等のための場所を保健室以外に確保すること。
3. 養護教諭等の業務にかかわって教育委員会が対策マニュアル等を通知する場合は、その内容が無理なく実施できるだけの教職員の増員ならびに施設・設備の整備、必要物品の支給を速やかに行うこと。
4. 中学校の心臓2次検診が土曜日に実施され、当該養護教諭等が休日の勤務となるなど大きな負担となっている。これについて、平日実施とする等、負担軽減のために必要な措置をとること。
5. 校務支援パソコンについては、育児短時間勤務や妊娠時職務軽減措置等を取得した場合等に配置される養護助教諭にも支給すること。
6. 就学時健康診断は、校医との日程調整や準備・運営・片づけ・事務処理などの業務全般について養護教諭等の大きな負担となっている。これらについて抜本的に解決をはかること。
7. 労働安全衛生推進者の任命が養護教諭等に集中しており、大きな負担となっているため、労働安全衛生事業を外部委託する等、抜本的な改善を行うこと。
8. 養護教諭の再任用制度について、雇用と年金の確実な接続を図るとともに、希望する勤務形態を尊重すること。特に短時間勤務の職域について検討するとともに、フルタイムの勤務についても職責に応じた制度となるよう必要な措置を講ずること。
9. 泊行事の引率について、希望に応じて看護師を派遣すること。当面、校長経営戦略予算での看護師派遣に関する予算を増額すること。
10. 学校園現場に医療行為を持ち込まないこと。特にフッ素洗口などは薬液の管理などで養護教諭等に新たな職務や責任を負わせる可能性があるため、実施しないこと。

以 上